

議案第2号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償譲渡したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成31年1月24日

三朝町長 松 浦 弘 幸

1 無償譲渡する財産の内容

施設の名称 三徳山ふるさと自然のみちウォーキングセンター  
建物  
所 在 東伯郡三朝町大字三徳1095番地3  
構 造 木造平屋建  
床面積 180㎡  
建物に附帯する設備 一式

2 無償譲渡する相手方

東伯郡三朝町大字三徳1330番地  
合谷区  
区長 津村安正

3 無償譲渡する理由

本施設は、所期の目的を達成したことから、平成30年12月に用途を廃止したが、合谷区から地元で活用したいとの要望が出されており、合谷区へ無償譲渡することにより、地域振興に寄与することとしたい。